

南魚沼市の子育て支援

【問合せ】子育て支援課

子育て応援係

☎773-6822

出生祝い金を支給します

市で出生した子を祝福し、子育てする家庭を応援するため、出生祝い金として「めぐちゃん祝い金」を支給します。令和3年度から令和7年度の5か年事業です。

対象児童（すべてに該当）

- ・令和3年4月1日～令和8年3月31日の間に生まれた子
- ・出生日から申請日まで継続して市内に住民登録をしている子

支給対象（①②に該当し、かつ、③か④に該当）

- ①対象児童の出生日から申請日まで、対象児童とともに市内に住民登録をし、居住している父か母（以下、養育者という）
- ②養育者とその世帯員に市税などの滞納がない
- ③養育者は、申請日から過去1年以上市内に住民登録を

し、居住している

- ④対象児童が南魚沼市で4か月健診を受けている

支給額

- 第1子 12万円
- 第2子 15万円
- 第3子以降 20万円

※養育者と生計を同じくする子の数で判定します

申請期限

対象児童の誕生日から6か月以内

申請

給付を受けるためには申請が必要です。支給対象になる場合、出生届の提出時にご案内します。

※詳しくは市ウェブサイト「出生祝い金」で検索をご覧くださいか、お問い合わせください

子育て支援に関する医療費助成

①子どもの医療費助成事業

対象・助成内容

- 0歳児～未就学児
- ・通院・入院費用の全額を助成

小学1年生～18歳到達年度末・通院1回につき530円を超過する額を助成（同月内、同一医療機関の場合、5回

子育て世帯への手当

- 目以降は全額助成）
- ・入院1日につき1,200円を超える額を助成
- ※4月1日(木)から使える受給者証は、3月下旬から順次送付しています

児童手当

対象 中学生以下の子どもの養育者

子ども1人あたりの支給月額

- ・3歳未満 15,000円
- ・3歳～小学校 第1・2子 10,000円
- 第3子以降 15,000円
- ・中学生 10,000円

助成内容

母子手帳交付日から出産日の翌月末までの医療費

申請方法

医療費をいったん支払ってから、受給者証、医療費の領収書、保険証、受給者名義の振込口座がわかるもの、印鑑を持参し、子育て支援課、大和・塩沢市民センターで申請してください。

支給月

2・6・10月に4か月分を支給

児童扶養手当

対象 離婚などで父か母がいない家庭、父か母に一定の障がいがある家庭、子どもを養育する父母以外の養育者

※原則、子どもが18歳になつた年度の末日まで対象

支給額

- 月額10,180円
- ～43,160円（所得に応じて支給額が変わります。第2子5,100円～10,190円、第3子以降3,060円～6,110円を加算）

子育て支援センターでは子育てが楽しくなるように、親子で遊べる場の提供や、子育て相談を行っています。

市ウェブサイトでは子育てのワンポイントアドバイスを紹介します。ぜひ、ご覧ください。



支給月 奇数月（1・3・5・7・9・11月）に2か月分を支給

特別児童扶養手当

対象 一定の障がいがある20歳未満の子どもを家庭で育てている父母・養育者

子ども1人あたりの支給月額

- 子どもの障がいの状態により、1級52,500円、2級34,970円

支給月

4・8・11月に4か月分を支給

子育てに役立つ情報を市ウェブサイトに掲載しています

【問合せ・申込み】

子育て支援センター

☎772-7754

子育て支援センターでは子育てが楽しくなるように、親子で遊べる場の提供や、子育て相談を行っています。

市ウェブサイトでは子育てのワンポイントアドバイスを紹介します。ぜひ、ご覧ください。